

〔 競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る 被代替機器の取扱いについて 〕

1. 被代替機器の取扱いの原則

- 本事業は、被代替機器に替えて新たに導入機器を使用することによって取組の目標(KPI)達成を目的とする事業ですので、被代替機器は、処分することが原則となります。
- また、導入機器の本体価格は、被代替機器の下取り価額を控除したうえで、助成金額を計算することとなっています。
- このため、被代替機器を導入機器と入れ替え時に下取り・廃棄等の処分をせず、他の目的のために転用すること、後に下取り・売却・賃貸等による利益を上げること等は、不適切な行為として、助成金の返還等の処分を受けることとなります。
- 実施計画時の見積額と実際の支払額が異なった場合や同額の場合でも内訳が異なった場合は、変更内容が導入機器等の本体に係るものでないと思われる場合も含めて、地域水産業再生委員会（漁協）に書面を示して報告し、変更内容の確認を受けてください。

2. 被代替機器の処分確認書類の整備

上記1を確実に担保するため、被代替機器の処分事実が確認できる書類が必要となります。以下に従い、書類の有無をチェックし、ない場合は、改めて整備してください。

○被代替機器が下取り（有償）された場合

- ・導入機器設置業者（販売業者）から下取り（有償）され、漁安協に提出した納品書・請求書・領収書等（見積書は不可）の証憑書類にその旨の記載がある場合は、それら書類が確認書類となります。
- ・上記の場合で証憑書類の記載では下取り（有償）の事実が明確でない場合は、下取り（有償）した当該業者からその事実を証明する書類（例：「下取り（有償）証明書」等）を改めて徴求・入手してください。

○廃棄、引取り（無償）された場合

- ・事業実施者本人が、または実施者本人が依頼した廃棄業者が廃棄、もしくは導入機器設置業者（販売業者）が引取り（無償）を行った場合は、当該業者からその事実を証明する書類（例：「廃棄証明書」または「引取り（無償）証明書」等）を徴求・入手し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る被代替機器の処分確認書兼誓約書」（様式別添参照）を作成し、それをもって確認書類としてください。

○処分保留の場合

事業実施者において次のような理由から処分を保留している場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る被代替機器の処分確認書兼誓約書」を作成し、それをもって確認書類としてください。

- ・廃棄費用削減のため一時的に保管し後に廃棄を行うこととしている場合
- ・導入機器のトラブル・故障等のリスクに備え処分を保留している場合
- ・部品として使用する場合
- ・その他特別な事由があり、予め漁安協に照会・相談し了解を得ている場合

3. 処分確認書類の提出

確認書類の整備は、過年度事業を含めた全ての案件が対象となります。上記2の手順に従い、以下の書類を指定の期限までに整備のうえ、漁安協に提出するよう事業実施者を指導してください。

○提出書類

- ・下取り（有償）の場合

「下取り（有償）した導入機器設置業者（販売業者）からその事実を証明する書類」（例：「下取り（有償）証明書」等）

※漁安協に提出した証憑書類において下取り（有償）の事実が明確でない場合のみ

- ・廃棄、引取り（無償）、処分保留の場合

「競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る被代替機器の処分確認書兼誓約書」

※「廃棄証明書」、「引取り（無償）証明書」写しの漁安協への提出は不要

○提出期限

令和3年7月31日までに順次提出

以上